

平成28年度

税制改正に関する要望書

平成27年11月

一般社団法人 情報サービス産業協会

平成 28 年度 税制改正に関する 情報サービス産業界の要望

あらゆる産業がデジタル化する第 4 次産業革命が到来した今日、「戦後最大の GDP600 兆円」の実現を目指して、日本経済を成長軌道に乗せるためには、ロボット、IoT、人工知能等の技術革新を取り込んだ新たな製品・サービスによる市場創出・拡大を図っていくことが必要です。

「世界最先端 IT 国家創造宣言」で示されているとおり、IT の利活用は成長戦略の鍵です。特に、近年はサーバ仮想化技術の進歩により、IT インフラ全体がソフトウェアによって制御可能となってきました。IT の中でも真に鍵を握るのはソフトウェアといえます。ソフトウェアへの投資を増やすことが IT の有効活用に繋がり、希望を生み出す強い経済の実現、安全・安心・豊かさが実感できる社会づくりに寄与すると確信しています。

しかし、我が国におけるソフトウェア投資は、依然として業務効率化・省力化によるコスト削減を目的としたものが多く、「デジタル・ビジネス」に経営を革新する投資はまだこれからの状況です。

したがって、経済の好循環を促す法人実効税率の引き下げと並行して、「攻めの IT 投資」の促進を図ることが極めて重要です。

つきましては、以下について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 生産性向上設備投資促進税制の拡充・延長

平成 26 年度に創設された産業競争力強化法に基づく「生産性向上設備投資促進税制」は、適用対象にソフトウェアが含まれたことにより、最新の機械設備とソフトウェアを組み合わせた高度な情報連携を実現する投資が可能となっています。

本税制に関して、当協会が受理した証明書の発行申請は既に 25,000 件近くに達しており、対象が資本金 1 億円以下の中小企業に限定されているものの、本税制を顧客への提案により活用されることで投資に踏み切る事例が多数出ており、本税制の効果を実感しています。同時にこの効果をより高めるための課題も見えてきました。

つきましては、生産性向上設備投資促進税制の A 類型[ソフトウェア]について次の 2 点の拡充、税額控除率の 5% 据え置き及び適用期限の延長を要望いたします。

- ・ 中小企業だけでなく、中堅企業にも「攻めの IT 経営」が実践できるように、適用対象を資本金 5 億円未満に引き上げること
- ・ 現行の機能要件を満たす判断が難しい IoT 及び人工知能に関連するソフトウェアを明確に対象とすること

2. 消費税率 10% 引き上げ内容の早期確定

平成 27 年度税制改正大綱には、経済再生と財政健全化を両立するために、本年 10 月に予定されていた消費税率 10% 引き上げを平成 29 年 4 月に延期し、「景気判断条項」を付さずに確実に実施することが明記されています。

制度の変更には、ソフトウェア・プロダクトの改変や情報システムの改修が付きものであり、しかるべき時期までに変更内容が確定していなければ、情報サービス事業者はニーズが一時的に殺到するために十分な対応を図ることが時間的に難しくなります。

目下、消費税率引き上げ時に導入する軽減税率の取扱いが議論されています。また、上記の大綱では、医療に係る消費税等の税制の在り方についても抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることも検討事項として挙げられています。いずれも内容の確定に時間を要することが懸念されます。

つきましては、改正内容を早期に確定し、情報サービス事業者が十分な時間的余裕をもって対応を図ることができるようにご配慮いただきたく、要望いたします。

3. 法人実効税率の引き下げ

情報サービス産業は、国内のビジネスが大半を占める労働集約的な産業です。法人実効税率の引き下げが実現すれば、企業においては、キャッシュ・フローの増加をもたらすことになり、人件費の負担余力が生じます。この結果、企業においては、働き方の見直しによる生産性向上や高度 IT 人材の育成等、企業競争力の強化に繋がる経営施策を実施することができます。

つきましては、経済の好循環を着実に実現していくための法人実効税率の引き下げを要望いたします。

平成 27 年 1 月 6 日

一般社団法人情報サービス産業協会
会長 横塚 裕志

